

特定非営利活動法人 大津夜まわりの会 事業報告

2014 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 大津夜まわりの会

1. 事業の成果と課題

当法人は「ホームレス生活を余儀なくされる人たちに代表される、生活問題を抱えている人たちに対する支援活動を行い、貧困問題を解決していくことにより、社会福祉に寄与する」(定款第 3 条) ことを目的に、幅広い相談支援活動を行ってきた。

とりわけ近年は、所得の格差拡大、改善しない雇用環境など、厳しい社会経済情勢のもと、職業や住居を失ったり、家族や親戚、友人知人らとの関係を断ち切られたりして「社会的絆」を喪失した人たちが増加している。このため、そうした人たちの生活困窮や生きづらさ、心身の痛みを真摯に受け止め、将来に向けて日常生活自立、社会生活自立、経済的自立を促す支援に取り組んでいる。

2014 年度は、前年度に引き続き、国の住まい対策等支援事業の補助により、社会的包摂・「絆」再生事業として「緊急一時宿泊所事業」及び「総合相談事業」を実施した。宿泊所(大津市内にアパート計 4 室を運営)の提供に始まり、生活保護申請手続きの助言や申請時の付き添い、新たな住居探し、求人情報の提供や履歴書作成、面接等へのアドバイス、中間的就労の紹介、健康状態のチェックや医療機関受診の助言、家族関係の調整などを行った。

また、支援にあたっては大津市役所(生活福祉課など)、大津市社会福祉協議会、大津保護観察所、大津公共職業安定所などの行政・公共機関や他の社会福祉・更生福祉の機関・施設・団体、さらに弁護士、司法書士、医師ら多分野の専門職との連携・協力を努めた。これら外部関係者は、緊急一時宿泊所の照会や入所希望者・適格者の紹介に加え、利用者の生活基盤の安定や退所後の自立に向けた相談支援の重要なパートナーといえる。このため一層の相互理解・相互協力、連携強化が必要である。

従来事業の継承発展にも取り組んだ。社会的な絆や居場所をなくした人たちのための「社会的居場所づくり」の「ひまわりサロン事業」や、年末恒例の「越冬支援事業」、地域の子どもたちに学習権を保障する「子ども学習支援事業」など、継続実施によって当法人の主要な活動として定着した。

2014 年度の新規相談者数は約 100 人、うち 38 人が緊急一時宿泊所に入所した。「ひまわりサロン」の利用者は緊急一時宿泊所の入所者も含め延べ約 950 人にのぼった。

これらの取り組みにより、利用者・対象者の尊厳や人間性の維持・回復に一定の貢献ができ、全体として法人の目的にかなう活動を行えた。同時に地域住民や多くの市民らの理解と協力の輪が着実に広がりつつあることを実感できた。

こうした成果の半面、支援を進めても短期的、即効的な効果が表れなかったり、支援の内容やあり方に苦慮したりして、試行錯誤をするケースも少なからずあった。

なお、国の住まい対策等支援事業は生活困窮者自立支援法の施行(2015 年 4 月 1 日)に伴い、14 年度で打ち切りとなったが、2015 年度は同法が規定する自立相談支援事業と一時生活支援事業を大津市が実施することになり、市のプロポーサルを経て当会が受託、従来の緊急一時宿泊所とひまわりサロンを中心に、両事業を一体的に運営することとしている。

特定非営利活動に係る主な事業の成果と課題は次の通りである。

【社会的包摂・「絆」再生事業】①緊急一時宿泊所事業②総合相談事業（定款第5条に定める事業のうち①相談事業③連絡調整（コーディネート）事業⑧就労自立支援事業⑨権利擁護事業に相当）

○活動の内容と成果

緊急一時宿泊所事業として、大津市内に民間賃貸住宅4室を借上げ、失業等による住居喪失者及び刑務所、更生保護施設等を退所したものの安定した居住生活が送れない人、その他各種制度のボーダー線上にあり、公的支援を受けられず不安定な住生活を送っている人らを対象に、原則1ヵ月を限度に宿泊場所を提供した。同時に総合相談事業として、フォーマル、インフォーマルサービスの調整を行った。

具体的には、経済的自立に向けた就労支援（ハローワークへの同行、本人の適性に相応しい職業選択の助言、就労に向けた公的私的支援情報の紹介など）、日常生活自立に向けた支援（生活相談、就労阻害要因の改善、住居相談、健康相談など）、社会生活自立に向けた相談（市福祉事務所、市社会福祉協議会、ハローワークとの協力体制（福祉サービスの利用援助、社協の総合生活資金の活用、障害者自立支援の利用、生活保護申請の支援など）を行った。

2014年4月1日から2015年3月31日までの間の緊急一時宿泊所入所者は計38人（男性35人、女性3人）を数え、事業の所期の目的は果たせた。

とくに事業活動・内容の周知が進むにつれ、入所照会や問い合わせが増加。大津市役所のほか、他市町行政担当者、更生機関・施設、弁護士・司法書士等法曹関係者、医療関係者・団体、福祉・医療関係団体・施設、一般市民からの紹介や当事者本人の訪問など、多種多様なルートからアクセスがあったことは、事業活動の存在意義を広く認識してもらえた成果といえる。

なお、生活困窮者自立支援法の施行を前に、ホームレス等生活困窮者への支援が後退する懸念が強まったため、当会が全国の支援団体等に呼びかけ、緊急フォーラム「生活困窮者自立支援法とホームレス対策を考えるつどい」を10月24日、大津市の滋賀弁護士会館で開催した。北海道や高知をはじめ全国の関係者約70人が集まり、講演やシンポジウムを通じ「新法施行でホームレス対策が後退するなら、本末転倒」として、国や自治体に現場の声を伝えることを申し合わせた。これを受け当会は緊急一時宿泊所の存続などを求める要望書を大津市長宛に提出した。

○課題

緊急一時宿泊所は新法施行後の2015年度も大津市事業として当会が受託し引き続き運営するが、緊急一時的な「住まい」の提供は利用者の安定した生活基盤の構築への足掛かりであり、自立や再自立への第一歩にすぎない。このため、利用者（入居者）個々に中・長期にわたる支援計画を作成し、多様な支援を効果的に行う必要がある。これに対し現状では、「緊急一時」的という性格上、利用者の個別事情に深く踏み込めないまま対応せざるを得ない側面がある。今後は自立支援相談事業と一体的にとらえ、入所期間中にとどまらず、退所後についても総合相談を継続し、多面的・重層的な支援をしていく態勢が必要になる。

また、入所照会・入所希望が増え、「満室」のために入所を断ったケースや、一時しのぎとしてネットカフェ宿泊費を提供したケース、「空き室」が出るまで待機してもらったケースもあった。このため、需要増にどのように対応するかが課題になる。

さらに、司法関係者から更生段階にある人の照会が増えており、更生と自立に向けた特別な配慮や対応が欠かせない。同様に、他機関・施設・団体や他専門職との連携協力の一層の充実を期す必要がある。

【ひまわりサロン事業】（定款第5条に定める事業のうち①相談事業③連絡調整（コーディネート）事業④社会福祉調査・研究事業⑤広報・啓発事業⑧就労自立支援事業⑨権利擁護事業に相当）

○活動の内容と成果

当該事業は社会的な絆や居場所を喪失した人々が気軽に安心して過ごせる「社会的居場所」を創出するとともに、就労や日常生活の自立などに向けた相談支援を行う場として2011年に滋賀県の「しが地域支え合いづくり促進事業」により開設した。

14年度の利用者（延べ人数）は、計画で見込んでいた500人の2倍近い約950人に達した。利用者に対しては総合相談支援として、生活、就労、家族問題などの相談に応じたほか、昼食調理や室内清掃の手伝いを通じ栄養や健康、家計に対する意識付けと自活能力アップを図るなど日常生活の自立を促した。また社会生活自立や経済的自立に向け、資格取得のための学習や就活のアドバイス、コミュニケーション力の向上のための対話訓練などの機会を設けた。

このほか「おおつボランティア市民活動フェスタ2014」や「越冬支援事業」（後述）のイベントには、利用者が模擬店準備や当日の売り子などとして積極的に加わり、社会参加を体験すると同時に当法人の広報啓発の一翼を担った。

また地域社会との共生を進める一環として、京阪電車石山坂本線膳所本町駅に隣接する空き地の雑草刈りのボランティア作業をサロン利用者有志が8月に延べ2日間実施した。

こうしたサロン活動における成果は目には見えにくいだが、さまざまな局面において利用者の人権擁護、尊厳回復に寄与した。さらにサロン利用者の状況を通してホームレスや生活困窮者らの抱える問題点や克服困難要因の追跡・調査・研究、望ましい支援のあり方や支援技術の研究・開発等に資した。

○課題

サロン活動は、あくまでも利用者本人の自由な意思によるだけに、計画的・継続的な支援に至らないまま中断したり、本人が訪れなくなって支援が不可能になったりするケースが少なくなかった。このため利用者に自立に向けた自覚と決意を促し、支援計画に自ら積極的、継続的に取り組む姿勢を涵養することが必要だ。そのためにも多様で魅力的なサロン独自のプログラムやメニューを用意することも課題になる。

15年度は「ひまわりサロン」を自立相談支援事業の拠点と位置づけ、自立に向けた総合相談を行うほか、「社会生活基盤づくりのための講座」を開催する。

【子ども学習支援事業】（定款第5条に定める事業のうち①相談事業⑤広報・啓発事業⑨権利擁護事業に相当）

所得格差が拡大する中、生活困窮家庭における貧困の連鎖が深刻化している状況を踏まえ、地域の子どもの学習権を保障する一環として、子ども学習支援事業「夏休みこどもひまわりの家」を夏休み中の計4日間、開設した。

8月中の毎火曜日（5、12、19、26日）の10時～16時、地域の自治会館などを会場に、小中学生延べ24人が参加した。午前中は学習、昼食後の午後は伝承芸の鑑賞や工作、壁新聞作りなどを行った。先生には全教滋賀教職員組合や膳所学区民生児童委員協議会の協力を得て、現役や元職の教師の方々に務めてもらったほか、留学生や大学院生らにも協力してもらった。参加した子どもたちにとっては「思い出づくり、友だちづくり、さまざまな経験と勉強の場」になった。

課題としては、一時的な学習支援に終わらせず、継続的な支援をどのように行うか、また支援対象の子どもたちをどのように見つけだし、どのように参加を呼び掛けるか、どのような指導体制を構築するか、等々があるが、15年度はこれらを乗り越え、同じ「夏休みこどもひまわりの家」を14年度の2倍の8日間開く。

【越冬支援事業】(定款第5条に定める事業のうち①相談事業③連絡調整(コーディネート)事業⑤広報・啓発事業⑧就労自立支援事業⑨権利擁護事業に相当)

「歳末・越冬支援もちつき大会」と名づけた当事業は、路上生活者や生活困窮者らの人々に「せめて温かい年の瀬を」との思いから始め、当年度で14回目を迎えた。実施日時は平成26年12月23日(祝日)11時~13時30分、膳所市民センター(大津市本丸町)で、同事業に対しては「NHK歳末助け合い」の助成を得た。

会場には生活困窮者や地域住民ら約200人が訪れ、多くの市民から寄せられた支援物資の衣類や日用品などの提供や、もちつき、豚汁、炊き込み御飯のふるまいなどに人だかりができた。また、生活相談、健康・介護相談、法律相談の相談コーナーを設けた。

実施に当たっては、大津市社会福祉協議会、大津市社会福祉事業団、ぜぜ診療所健康友の会、びわこダルク、大津生活と健康を守る会のみなさんやボランティアの人たちから協力・支援をいただいた。

なお、同日に先立って大津市内で「夜回り」を大津市社協の協力を得て実施、路上生活者3人と接触し、支援活動を行った。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者	支出額（見込み、単位・千円）
①相談事業 ③連絡調整事業 ⑧就労自立支援事業 ⑨権利擁護事業	<p>1. 社会的包摂・「絆」再生事業</p> <p>①緊急一時宿泊所事業 ②総合相談事業</p> <p>緊急一時宿泊所の入所者は年間に計 38 人。入所者には生活保護申請や住居探し、就労などを支援した。退所後も日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の「3つの自立」へ向け、総合相談支援活動を継続した。</p>	4月1日 ～ 3月31日	大津市内の民間賃貸住宅 4室	7人	寝泊まりのできる住居や宿泊費用を有しないホームレスや生活困窮者ら、社会的に阻害・排除され、人間的な絆を喪失している人たち	11,228 (①9,807) (②1,421)
①相談事業 ③連絡調整事業 ④社会福祉調査・研究事業 ⑤広報・啓発事業 ⑧就労自立支援事業 ⑨権利擁護事業	<p>2. ひまわりサロン事業</p> <p>「社会的居場所づくり」の場として、利用者は年間約 950 人。総合相談支援の場として利用者の日常生活自立支援、社会生活自立支援、経済的自立支援に努めた。利用者相互の交流、憩いの場としての役割を果たした。</p>	4月1日 ～ 3月31日	大津市膳所1丁目に開設のサロン	8人	社会的な居場所のない人、緊急一時宿泊所入退所者、継続的な支援対象者などの生活困窮者ら	318
①相談事業 ⑤広報・啓発事業 ⑨権利擁護事業	<p>3. 子ども学習支援事業</p> <p>家庭の貧困等で日常的に学習支援を受けるのが困難な児童生徒の学習権を保障する一環として「夏休みこどもひまわりの家」を開設。全教滋賀教組や地元自治会、民生委員さんらの協力を得た。</p>	8月5日、 12日、19 日、26日 10時～ 16時	大津市内の自治会館を借用	5人	日常的に学習支援を受けることが困難な地域の小中学生延べ24人	47

<p>①相談事業 ③連絡調整事業 ⑤広報・啓発事業 ⑧就労自立支援事業 ⑨権利擁護事業</p>	<p>4. 越冬支援事業 「NHK 歳末たすけあい」の助成を得て毎年の恒例行事を行った。つきたてのもちや豚汁、炊き込みご飯などをふるまい、市民らから寄せられた支援物資を提供し、生活相談、健康・介護相談、法律相談のコーナーを設けた。</p>	<p>12月23日(祝) 11時～13時30分</p>	<p>大津市 膳所市 民センター</p>	<p>20人 (ひまわりサロンの利用者らを含む)</p>	<p>生活困窮者のほか、一般市民、計約200人</p>	<p>292</p>
<p>④社会福祉調査・研究事業 ⑤広報・啓発事業</p>	<p>5. 調査研究・啓発研修事業 ・緊急フォーラム「生活困窮者自立支援法とホームレス対策を考えるつどい」開催した。</p>	<p>10月24日(金) 18時30分～21時</p>	<p>滋賀弁護士会館</p>	<p>4人</p>	<p>全国のホームレス支援や困窮者支援活動団体関係者ら約70人</p>	<p>202</p>
	<p>・生活問題対策全国大会、全国困窮者の自立支援研修等、各種研修に参加した</p>			<p>4人</p>		<p>37</p>
<p>⑤広報・啓発事業</p>	<p>6. 広報・宣伝事業 「おおつボランティア市民活動フェスタ」に出店、おでん販売を通じて活動の意義や必要性をアピールしたほか、「大津夜まわりの会ニュース」を定期発行するなどして、活動や貧困問題を広く外部へ発信した。</p>	<p>4月1日～3月31日</p>	<p>ひまわりサロン他</p>	<p>8人</p>	<p>行政、福祉団体等の関係機関、団体のほか、活動の支援者、協力者、一般市民</p>	<p>3</p>

(2)その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(単位・千円)
	なし				

決 算 報 告 書

第 9 期

自 平成26年 4月 1日

至 平成27年 3月31日

特定非営利活動法人大津夜まわりの会

滋賀県大津市膳所一丁目10-4
ひまわりサロン

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人大津夜まわりの会
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

雑収入	12,400
行事参加会費収入	36,970
助成金収入	210,000
入会金収入	20,000
正会員会費収入	70,000
賛助会員会費収入	171,000
補助金収入	9,800,000
寄付金収入	1,110,816
受取利息収入	547

経常収入 計

11,431,733

【事業費】

調査・研究事業

実態調査費	37,000
調査・研究事業 合計	37,000

広報・宣伝事業

広告宣伝費	3,000
広報・宣伝事業 合計	3,000

啓発・研修事業

雑費	1,204
講師謝金	50,000
消耗品費	25,652
旅費交通費	112,820
広告宣伝費	12,180
支払手数料	432
啓発・研修事業 合計	202,288

児童学習支援事業

支払手数料	300
事務用消耗品	125
支払保険料	2,240
旅費交通費	21,840
消耗品費	1,191
教材費	2,000
食費・茶菓子代	14,184
雑費	5,600
児童学習支援事業 合計	47,480

越冬支援事業

事務用消耗品	2,624
支払保険料	1,616
通信費	300
広告宣伝費	40,175
車両燃料費	360
旅費交通費	10,446
水道光熱費	18,100

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 大津夜まわりの会
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日

消耗品費	36,269	
食料費	106,753	
雑費	75,394	
越冬支援事業 合計	292,037	
住まい対策等支援事業		
支援食料品費	15,000	
業務委託費	388,800	
法定福利費(事業)	657,857	
人件費	6,503,995	
支払手数料	26,568	
支払保険料	16,000	
旅費交通費	47,523	
家賃	2,549,000	
光熱水費	512,273	
電話料	113,740	
修繕費	17,256	
生活用品代	10,251	
消耗品費	79,892	
新聞・雑誌・図書	39,160	
通信費	198,887	
同行・巡回交通費	50,830	
ガソリン代	501	
住まい対策等支援事業 合計	11,227,533	
サロン事業		
支払手数料	18,332	
事務用消耗品	22,396	
通信費	39,761	
旅費交通費	3,967	
水道光熱費	20,698	
地代家賃	100,000	
消耗品費	81,350	
雑費	31,139	
サロン事業 合計	317,643	
当期事業費 計	12,126,981	
合 計	12,126,981	
事業費 計		12,126,981
【管理費】		
諸会費	3,000	
支払利息	2,416	
管理費 計		5,416
經常収支差額		△700,664
[その他資金収支の部]		
【その他資金収入】		
短期借入金収入	1,000,000	
その他資金収入 計		1,000,000
【その他資金支出】		

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人大津夜まわりの会

[税込] (単位:円)

全事業所

自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日

短期借入金返済支出	<u>1,000,000</u>	
その他資金支出 計		<u>1,000,000</u>
当期収支差額		<u>△700,664</u>
前期繰越収支差額		<u>158,758</u>
次期繰越収支差額		<u>△541,906</u>

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人大津夜まわりの会
全事業所

[税込] (単位:円)
平成27年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	608,653
現 金	314,386	短期借入金	2,220,500
普通 預金	1,607,019	預 り 金	△930
現金・預金 計	1,921,405	仮 受 金	32,184
(棚卸資産)		流動負債 計	2,860,407
貯 蔵 品	63,268	負債の部合計	2,860,407
棚卸資産 計	63,268	正 味 財 産 の 部	
(その他流動資産)		【正味財産】	
前 渡 金	114,000	正味 財産	△664,728
立 替 金	90,900	(うち当期正味財産増加額)	△700,664
仮 払 金	4,606	正味財産 計	△664,728
短期貸付金	1,500	正味財産の部合計	△664,728
その他流動資産 計	211,006		
流動資産合計	2,195,679		
資産の部合計	2,195,679	負債・正味財産の部合計	2,195,679

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人大津夜まわりの会
全事業所

[税込] (単位：円)

平成27年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金	314,386
普通預金	1,607,019
滋賀銀行/本店	(5,368)
ゆうちょ	(1,601,651)
現金・預金計	1,921,405

(棚卸資産)

貯蔵品	63,268
棚卸資産計	63,268

(その他流動資産)

前渡金	114,000
立替金	90,900
仮払金	4,606
短期貸付金	1,500
その他流動資産計	211,006

流動資産合計

2,195,679

資産の部 合計

2,195,679

《負債の部》

【流動負債】

未払金	608,653
短期借入金	2,220,500
預り金	△930
源泉所得税	(△930)
仮受金	32,184

流動負債計

2,860,407

負債の部 合計

2,860,407

正味財産

△664,728